

定款認証手続とは

定款：会社の根本規範

株式会社など、一定の法人を
設立する際、定款について公証
人による認証が必要



この定款認証手続は、公証
人によって行われるが、英語によ
る対応については、商業登記制
度同様の問題あり

定款認証手続の流れ

1 事前の
相談・審査

○公証人に事前相談。補正の促しや助言を経て、
定款の内容を確定。

2 嘱託
(申請)

○嘱託人が定款に署名・押印し、公証役場へ持参
して嘱託する。

3 定款の
最終審査

○公証人が、定款の内容を最終確認する。

4 面前確認

○公証人の面前で、定款の作成名義の真正等を
確認する。

5 認証、
謄本交付等

○公証人が定款に署名・押印し、認証する。

英語対応に向けた課題等

【認識】

- 定款に記載しなければ効力を生じない事項（会社の事業目的、本店所在地等）については、その多くが登記すべき事項となっており、登記事項は日本語で公示する必要があることから、定款についても日本語で作成することが前提となっている。

【これまでの取組】

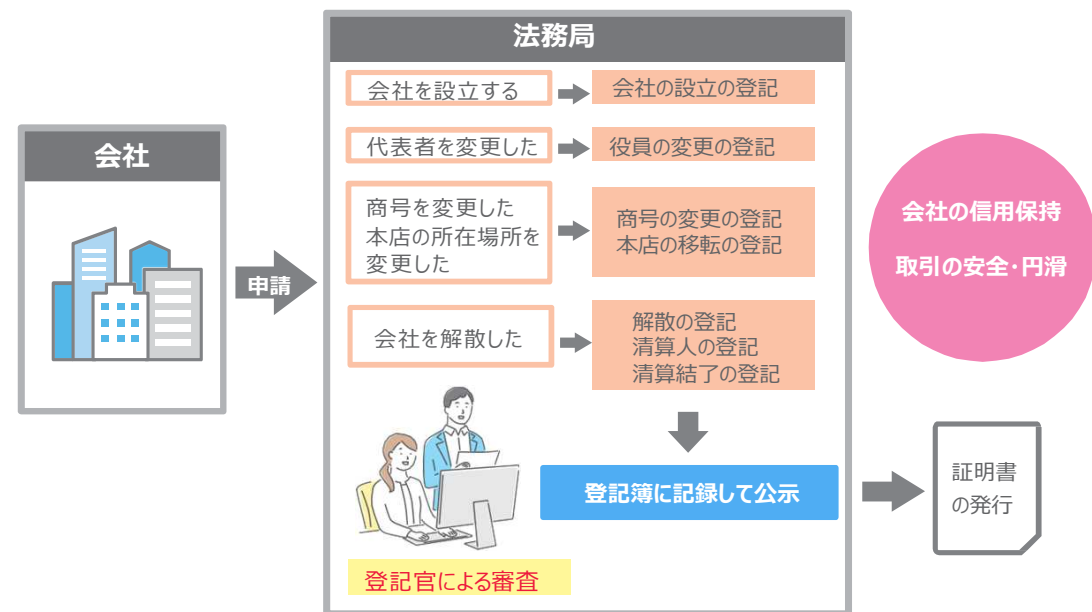
- 定款の記載例（日英併記）を法務省ホームページに掲載
- 定款の記載事項や定款認証に関する手続案内を、英語版も含めて、日本公証人連合会ホームページに掲載

【今後の検討課題】

- 外国人向けの企業説明会における手続案内・ガイダンスの実施
- 英語に精通した公証人が対応可能な公証役場に関する情報提供の充実

商業登記とは

- 商業登記制度は、商人や会社に関する一定の事項（登記事項）を商業登記簿に記載して広く一般に公示することにより、商号、会社等の信用を維持し、取引の安全と円滑を図る役割を果たしている（商業登記法第1条）。
- 商業登記制度において、登記の申請書には、商業登記法（昭和38年法律第125号）第17条第2項各号に掲げられた事項を記載しなければならず、登記すべき事項（同項第4号）については、登記事項証明書の交付等により公示されている（同法第10条）。



英語対応に向けた課題等

【認識】

- 登記事項の公示は、我が国における取引の相手方が会社の登記事項を確認することを目的としていることから、日本語で公示されることが前提となっている。

【これまでの主な取組】

- ① 株式会社の設立登記の申請書様式（日英併記）を法務省ホームページに掲載
- ② ①の申請書作成の留意事項や添付書面の記載例（日英併記）を法務省ホームページに掲載
- ③ 外国語で作成された書面を登記の申請書の添付書面とする場合には、その全文ではなく、申請関係部分のみの翻訳で足りる旨英語版も含めて法務省ホームページに掲載

【上記以外の外国人の登記申請を支援するための取組】

- ・ 印鑑を登録していない外国人に必要な宣誓供述書の認証者の範囲の拡大、日本に預金口座のない外国人のための出資金の払込み方法の拡大等実施

これらの他、平成28年9月から「商業・法人登記関係の主な通達等」、平成29年3月から「外国人・海外居住者の方の商業・法人登記の手続について」のページをそれぞれ法務省ホームページに英語版も含めて掲載